高岡市パブリックコメント手続実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民の市政への参画を促進するとともに、市の政策等に係る市民への説明責任を果たし、公正で開かれた市政の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「パブリックコメント手続」（以下「手続」という。）とは、市が基本的な政策等の立案段階において、立案の趣旨、目的、内容、その他必要な事項を広く市民等に公表して意見を募集し、提出された意見を参考として意思決定を行うとともに、意見及び意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

２　この要綱において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。

３　この要綱において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

（１）市内に住所を有する者

（２）市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

（３）市内の事務所又は事業所に勤務する者

（４）市内の学校に在学する者

（５）政策等に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

（対象）

第３条　手続の対象となる事項は、次に掲げるもののうち、実施機関において必　　　要と認めるものとする。

（１）総合計画や各行政分野における部門別の基本的な計画の策定又は改定の案

（２）市政に関する基本的かつ重要な制度・方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃の案

（３）市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の案

（４）その他市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす計画、条例、規則、要綱等の策定、制定又は改廃の案

（対象外）

第４条　前条各号に掲げる事項のうち、次のいずれかに該当するものは、手続を行わないことができる。

（１）迅速又は緊急を要するもの及び改廃の内容が軽微なもの

（２）法令等の規定に基づき、意見聴取を行うもの

（３）手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により、意見聴取を行うもの

（４）法律又は条例に基づき設置する附属機関及び実施機関が設置するこれらに準ずる機関（以下「審議会等」という。）が、この要綱に準じる手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により、意見聴取を行うもの

（５）案の策定に関し、実施機関の裁量の余地がないと認められるもの

（案の概要等の公表）

第５条　実施機関は、政策等の立案を行おうとするときは、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、市ホームページへの掲載等により政策等の案の概要を公表するものとし、手続の実施については広報等を活用して事前周知に努めるものとする。

２　実施機関は、前項の規定により案の概要を公表するときは、次に掲げる事項を併せて公表するよう努めるものとする。

（１）政策等の案の概要に対する意見の提出期間、提出方法及び提出先

（２）政策等の案の概要の入手方法

（３）政策等の案の概要を理解するのに参考となる資料

（４）その他手続に必要と認められる事項

３　実施機関は、政策等の案の概要及び資料を市民等が容易に入手できるよう、十分配意するものとする。

（意見の提出期間）

第６条　実施機関は、市民等から政策等の案に対する意見を募集するときは、市民等が意見を提出するために必要な期間を考慮し、政策等の案の概要の公表の日から30日程度の期間を定めるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、当該期間を短縮することができる。

（意見の受付）

第７条　意見の提出は、次に掲げる方法を活用することとし、意見の提出に際しては市民等に住所及び氏名等を明示するよう求めるものとする。ただし、実施機関が認める場合はこの限りでない。

（１）郵便

（２）ファクシミリ

（３）電子メール

（４）実施機関が指定する場所への書面の提出

（５）その他案件に応じた必要な方法

（意思決定に当たっての考慮）

第８条　実施機関は、前条の規定により提出された意見を参考に、政策等の意思決定を行うものとする。

２　実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正の内容を公表するものとする。

３　前項に定める公表は、市ホームページへの掲載その他実施機関が必要と認める方法により行い、市民等への積極的な周知に努めるものとする。

（審議会等との調整）

第９条　実施機関は、この要綱による手続の対象となる事項について、審議会等の答申等に基づき、意思決定を行おうとするときは、審議会等への諮問後に手続を行うものとする。

２　前項の場合において、実施機関は、審議会等における審議が継続されているときは、審議会等に対し、手続の実施により提出された意見及び意見に対する市の考え方を情報提供するよう努めるものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に手続に準じた意思決定過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。

３　手続の対象となるもののうち、条例の制定又は改廃その他議会の議決を要するものについては、この要綱の施行日から３か月間は、この要綱の規定は適用しない。

附　則

この要綱は、令和３年11月１日から施行する。